

第4章 障害福祉サービス等の目標値の設定 及び目標達成のための方策

第1節 福祉施設の入所者の地域生活への移行

第2節 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

第3節 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

第4節 福祉施設から一般就労への移行等

第5節 障害児支援の提供体制の整備等

第6節 相談支援体制の充実・強化等

第7節 障害福祉サービス等の質を向上させるための
取組に係る体制の構築

障害のある人の地域生活を進める上で、施設入所者の地域生活への移行や福祉施設から一般就労への移行は重点課題です。国の基本指針では、「施設入所者の地域生活への移行」、「福祉施設から一般就労への移行」等について、成果目標を設定するよう求めています。本市においても、国の基本指針を踏まえ、現状の動向等を勘案しながら、各項目についての数値目標を設定します。

第1節 福祉施設の入所者の地域生活への移行

ここでは令和4年度末時点の全施設入所者を基準に、令和8年度末までの「地域移行者数」及び令和8年度末時点の「入所者削減数」の目標値を設定します。

国の基本指針における目標値は令和4年度末時点の施設入所者から、地域移行者数については6%以上、入所者削減数については5%以上削減することを基本としていますが、県内の状況等を勘案し、山口県との連携のもと、数値目標を以下のとおり設定しました。

目標達成には、グループホームや自立した生活を援助する支援体制の構築が必要であり、山口県と連携し、社会福祉法人や特定非営利活動法人等と協力しながら体制整備に向けた検討を進めます。

項目	数値	備考
令和4年度末時点の施設入所者数（A）	93人	令和4年度末全施設入所者数（注）
目標年度入所者数（B）	91人	令和8年度末時点の利用人数
【目標値】 地域生活移行者数	2人 (2.4%)	施設入所からグループホーム等へ移行する者の数 ※国の基本指針における目標値 6%
【目標値】 入所者削減見込 (A - B)	2人 (2.4%)	退院可能な精神障害者の施設利用を加味した令和8年度末までの実質的な施設入所者の削減数 ※国の基本指針における目標値 5%

(注) 令和4年度末が国の基準

第2節 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者が地域で安心して自分らしい生活を送ることができるよう、保健、医療及び福祉関係者等による重層的な連携による支援体制（地域包括ケアシステム）の構築が求められています。このため、本市では、国の基本指針に基づき、関係者間の顔の見える関係づくりを構築し、地域の課題を共有化した上で、地域包括ケアシステムの構築に資する取組を進めます。

項目	数値	備考
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	年1回以上	光市地域自立支援協議会（地域生活部会）等で実施
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	8人	
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	年1回以上	光市地域自立支援協議会（地域生活部会）等で実施

第3節 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

ここでは、「地域生活支援拠点等の機能の充実」について、目標を設定します。

本市では、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域で障害者やその家族が安心して生活するため、相談、緊急時の受入れ、体験の機会・場の提供、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つの機能を市内事業所で補完しあう体制（面的整備型）で地域生活支援拠点等の整備を進めています。国の基本指針では、地域生活支援拠点等を整備するとともに機能充実のためにコーディネーターの配置、機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本としており、国の基本指針を踏まえた本市の体制整備について検討を進めます。

また、強度行動障害を有する障害者の支援体制の充実を図るため、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本としており、本市においても現状把握や課題整理を行い支援体制の整備を進めていきます。

項 目	数 値	備 考
地域生活支援拠点の設置個所数	1 か所	令和2年度に面的整備型で設置
地域生活支援拠点の機能の充実に向けた検証及び検討の回数	年1回以上	光市地域自立支援協議会等で実施
強度行動障害についての情報共有や事例検討の場の確保	年1回以上	光市地域自立支援協議会（相談・権利擁護部会）等で実施

第4節 福祉施設^(注)から一般就労への移行等

ここでは、令和3年度実績を基準に、令和8年度における「施設から一般就労への移行者数」及び「就労定着支援事業の利用者数」について、目標値を設定します。

「施設から一般就労への移行者数」について、国の基本指針における目標値は、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とし、そのうち、就労移行支援事業を通じた移行者数を1.31倍以上、就労継続支援A型については1.29倍以上、就労継続支援B型については1.28倍以上を基本としていますが、県内の状況等を勘案して、以下のとおり数値目標を設定します。

また、「就労定着支援事業の利用者数」については、令和3年度の実績の1.41倍以上、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することが基本とされており、本市では国の基本指針に沿って数値目標を設定します。

これらの目標を達成するため、障害者雇用の現状やサービス事業所の課題などを把握するとともに、障害分野以外の関係機関とも連携することにより障害者就労の促進を図ります。

(注) ここでいう「施設」とは、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業所のことをいいます。

項目	数値	備考
令和3年度の 一般就労移行者数	8人	令和3年度において施設を退所し、 一般就労した者の数（注）
うち就労移行支援 事業の利用者数	2人	令和3年度において就労移行支援事業 を経て一般就労した者の数
うち就労継続支援 A型の利用者数	3人	令和3年度において就労継続支援A型 事業を経て一般就労した者の数
うち就労継続支援 B型の利用者数	3人	令和3年度において就労継続支援B型 事業を経て一般就労した者の数
【目標値】 目標年度の一般就労移行 者数	8人 (1.00倍)	令和8年度中に施設を退所し、一般就労 する者の数 ※国の基本指針における目標値 1.28倍
うち就労移行支援 事業の利用者数	2人 (1.00倍)	令和8年度中に就労移行支援事業を経 て一般就労する者の数 ※国の基本指針における目標値 1.31倍
うち就労継続支援 A型の利用者数	3人 (1.00倍)	令和8年度中に就労移行支援事業を経 て一般就労する者の数 ※国の基本指針における目標値 1.29倍
うち就労継続支援 B型の利用者数	3人 (1.00倍)	令和8年度中に就労移行支援事業を経 て一般就労する者の数 ※国の基本指針における目標値 1.28倍
【目標値】 目標年度の 就労定着支援利用者数	7人 (8割)	令和8年度中に施設から一般就労へ移 行し、就労定着支援を利用する者 ※国の基本指針における目標値 7割

(注) 令和3年度が国の基準

第5節 障害児支援の提供体制の整備等

第7期計画における障害児支援の提供体制の整備については、発達障害や重症心身障害児等への対応等、保健、医療、障害福祉、保育、教育等との連携による専門的な支援体制の構築が求められることから、関連施策とも調整を図り、「児童発達支援センター及び保育所等訪問支援の充実」、「障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）」、「医療的ケア児支援のための関係機関の場の設置及びコーディネーターの配置」等について、県や周南市、下松市と連携のもと、周南圏域における体制整備に努めます。

項目	数値	備考
医療的ケア児等に対するコーディネーターの配置人数	6人	令和8年度末の人数

第6節 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針では、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とされています。基幹相談支援センターの設置を検討するに当たって、同程度の市町の事例を調査し、本市の実情に合った相談支援体制の充実・強化を図ります。また、多岐にわたるニーズの相談に対応できる人材を確保、育成できるよう研修会などの情報提供を積極的に行います。

項目	数値	備考
相談支援専門員の情報共有や事例検討の場の確保	年6回	光市地域自立支援協議会（相談・権利擁護部会）等で実施
研修会の開催	年1回以上	権利擁護講演会や介護支援専門員との合同研修会等の開催

第7節 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の

構築

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業所が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、障害者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供が求められています。このため、本市では、市職員の研修への計画的な参加や関係自治体との情報共有を通じて職員の資質向上に取り組むとともに、自立支援審査支払等システム等を活用し、利用者が真に必要とする障害福祉サービスが提供できているか検証を行い、事業所等の資質向上を図ります。

また、障害福祉サービス等の提供にあたっては、意思決定支援の適切な実施が重要とされており、ガイドラインの普及啓発や研修の推進を通じて障害福祉サービス等の質向上につなげていきます。

項 目	数 値	備 考
障害福祉サービス等に係る研修等への市職員の参加人数	年1人以上	
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する体制の確保	年1回以上	光市地域自立支援協議会等で実施

